

## 学校法人大東文化学園自己点検・評価規程

平成 25 年 10 月 30 日

制定

改正 平成 27 年 3 月 18 日 平成 27 年 9 月 30 日 平成 30 年 2 月 28 日

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人大東文化学園（以下「学園」という。）の設置する大東文化大学（以下「大学」という。）および大東文化大学第一高等学校（以下「高等学校」という。）がその教育・研究上の目的を達成するとともに、法人組織（以下「法人」という。）が学園全体の管理運営を適切に行うための自己点検・評価について必要な事項を定める。

(自己点検・評価の内容)

第 2 条 学園が行う自己点検・評価の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 自己点検・評価

- ① 大学は、教育・研究水準の向上を図り、大学に課せられた社会的使命を達成するため、教育・研究、組織およびその運営、施設・設備等について、自ら点検・評価を行う。
- ② 高等学校は、教育活動その他の学校運営について、自ら点検・評価を行う。
- ③ 法人は、学園全体の適切な管理運営について、自ら点検・評価を行う。

(2) 認証評価機関による認証評価

大学は、大学の現況について点検・評価を行い、文部科学大臣が認定した認証評価機関による認証評価を受けなければならない。この認証評価を受けるにあたっては、点検・評価項目に応じて、法人も参加し、協力するものとする。

2 前項第 1 号に定める自己点検・評価は、毎年度実施し、同項第 2 号に定める認証評価機関による認証評価は、法令で定める期間内に実施するものとする。

3 点検・評価項目は、大学、高等学校および法人ごとに定める。

(自己点検・評価の組織)

第 3 条 学園は、第 1 条に定める目的を達成するため、理事会の下に学校法人大東文化学園自己点検・評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会の下に、大東文化大学自己点検・評価委員会（以下「大学自己点検・評価委員会」という。）、大東文化大学第一高等学校自己点検・評価委員会（以下「高等学校自己点検・評価委員会」という。）および法人経営自己点検・評価委員会（以下「法人自己点検・評価委員会」という。）を置く。

3 大学および法人は、それぞれに必要な部局別自己点検組織を置くものとする。

(推進委員会の役割)

第 4 条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 自己点検・評価に関する基本方針の策定および学園全体の調整に関する事項
- (2) 自己点検・評価報告書の検討と理事会への報告に関する事項

- (3) 評価結果に基づく改善状況の検証に関する事項
  - (4) 点検・評価結果の報告および公表に関する事項
  - (5) 認証評価に関する事項
  - (6) 外部評価委員会に関する事項
  - (7) 前各号に定めるもののほか、推進委員会が必要と認めた事項
- (推進委員会の構成)

第5条 推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 高等学校長
- (3) 常務理事
- (4) 局長
- (5) 副学長
- (6) 学部長
- (7) 大学院研究科委員長
- (8) 大学院法務研究科長
- (9) 大東文化大学図書館長
- (10) 学園総合情報センター所長
- (11) 高等学校教頭
- (12) 第11条で定める評価専門委員会の委員長および副委員長

2 推進委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(委員長等)

第6条 推進委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 推進委員会の委員長および副委員長は、理事長が理事会に諮り、これを指名する。

3 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代行する。

(推進委員会の議決)

第7条 推進委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(推進委員会の開催)

第8条 推進委員会は、委員長が必要と認める場合、または副委員長から開催の求めがある場合に開催する。

(大学自己点検・評価委員会、高等学校自己点検・評価委員会および法人自己点検・評価委員会の役割)

第9条 各自己点検・評価委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 大学自己点検・評価委員会

- ① 大学の自己点検・評価に関する基本方針の策定および点検・評価項目の設定に関する事項
- ② 自己点検・評価報告書の作成に関する事項
- ③ 評価結果に基づく改善状況の検証に関する事項
- ④ 点検・評価結果の報告および公表に関する事項
- ⑤ 認証評価に関する事項
- ⑥ 外部評価委員会に関する事項
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、大学自己点検・評価委員会が必要と認めた事項

(2) 高等学校自己点検・評価委員会

- ① 高等学校の自己点検・評価に関する基本方針の策定および点検・評価項目の設定に関する事項
- ② 自己点検・評価報告書の作成に関する事項
- ③ 評価結果に基づく改善状況の検証に関する事項
- ④ 点検・評価結果の報告および公表に関する事項
- ⑤ 外部評価委員会に関する事項
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、高等学校自己点検・評価委員会が必要と認めた事項

(3) 法人自己点検・評価委員会

- ① 法人の自己点検・評価に関する基本方針の策定および点検・評価項目の設定に関する事項
- ② 自己点検・評価報告書の作成に関する事項
- ③ 評価結果に基づく改善状況の検証に関する事項
- ④ 点検・評価結果の報告および公表に関する事項
- ⑤ 認証評価に関する事項
- ⑥ 外部評価委員会に関する事項
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、法人自己点検・評価委員会が必要と認めた事項

2 各自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の結果に基づき、自己点検・評価報告書を作成し、推進委員会に提出しなければならない。

(大学自己点検・評価委員会、高等学校自己点検・評価委員会および法人自己点検・評価委員会の構成、委員長、議決、開催等)

第10条 各自己点検・評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 大学自己点検・評価委員会

- ① 学長
- ② 常務理事（教学担当）
- ③ 学務局長
- ④ 副学長
- ⑤ 学部長

- ⑥ 大学院研究科委員長
  - ⑦ 大学院法務研究科長
  - ⑧ 図書館長
  - ⑨ 入学センター所長
  - ⑩ 学生支援センター所長
  - ⑪ キャリアセンター所長
  - ⑫ 教職課程センター所長
  - ⑬ 国際交流センター所長
  - ⑭ スポーツ振興センター所長
  - ⑮ 地域連携センター所長
  - ⑯ 学務部長
  - ⑰ 第 11 条で定める評価専門委員会の委員長または副委員長のうちいずれか 1 名
- (2) 高等学校自己点検・評価委員会
- ① 高等学校長
  - ② 常務理事（高校担当）
  - ③ 高等学校教頭
  - ④ 教務部長
  - ⑤ 生徒指導部長
  - ⑥ 進路指導部長
  - ⑦ 事務室事務長
  - ⑧ 第 11 条で定める評価専門委員会の委員長または副委員長のうちいずれか 1 名
- (3) 法人自己点検・評価委員会
- ① 常務理事（総務担当）
  - ② 事務局長
  - ③ 総務部長
  - ④ 財務部長
  - ⑤ 管理部長
  - ⑥ 東松山事務部長
  - ⑦ 総務部総務課長
  - ⑧ 総務部人事課長
  - ⑨ 第 11 条で定める評価専門委員会の委員長または副委員長のうちいずれか 1 名
- 2 各自己点検・評価委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。
- 3 大学自己点検・評価委員会の委員長には学長を、高等学校自己点検・評価委員会の委員長には高等学校長を、法人自己点検・評価委員会の委員長には常務理事をもって充て、また必要に応じてそれぞれに副委員長を置くことができる。

- 4 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長または委員がその職務を代行する。
- 5 各自己点検・評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 6 各自己点検・評価委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 各自己点検・評価委員会は、委員長が必要と認める場合、または副委員長から開催の求めがある場合に開催する。
- 8 各自己点検・評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が各自己点検・評価委員会の議を経て、別にこれを定める。

(評価専門委員会の設置、役割、委員、開催、任期等)

第11条 学園は、大学自己点検・評価委員会、高等学校自己点検・評価委員会および法人自己点検・評価委員会が作成する自己点検・評価の報告書等を精査し、助言・勧告等を行うため、評価専門委員会を置く。

- 2 評価専門委員会の委員は、推進委員会の委員長が推進委員会に諮り、これを委嘱する。
- 3 評価専門委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 評価専門委員会の委員は、第12条で定める外部評価委員会の委員を兼ねることができる。
- 5 評価専門委員会に委員長を置く。委員長は、推進委員会の委員長が推進委員会に諮り、これを指名する。
- 6 評価専門委員会に副委員長を置く。副委員長は、評価専門委員会の委員長が評価専門委員会に諮り、これを指名する。
- 7 評価専門委員会は、委員長が必要と認める場合に開催する。
- 8 評価専門委員会の運営に関し必要な事項は、推進委員会の委員長が推進委員会の議を経て、別にこれを定める。

(外部評価委員会の設置、役割、委員、開催、任期等)

第12条 学園は、自己点検・評価の信頼性と適切性を担保するため、認証評価機関による評価とは別に、学園独自の外部評価を行う外部評価委員会を設置する。

- 2 外部評価委員会は、学外委員および学内委員をもって構成する。
- 3 外部評価委員会の委員は、理事長が理事会に諮り、これを委嘱する。
- 4 外部評価委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 外部評価委員会に委員長および副委員長を置く。委員長および副委員長は、理事長が理事会に諮り、これを指名する。
- 6 外部評価委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長を務める。
- 7 外部評価委員会が必要と認める場合は、推進委員会および各自己点検・評価委員会の委員長等に出席を求め、その意見を聴くことができる。

- 8 外部評価委員会は、学園の自己点検・評価の内容を検証・評価し、学園に対して必要な提言を行う。
- 9 外部評価委員会の運営に関し必要な事項は、推進委員会の委員長が推進委員会の議を経て、これを定める。

(企画委員会の設置、役割、委員等)

第13条 学園は、自己点検・評価を適正かつ円滑に実施するため、企画委員会を設置する。

- 2 企画委員会は、学園が行う自己点検・評価に関する企画・立案・調査・調整等の実務を担う。
- 3 企画委員会の委員は、大学、高等学校および法人の教職員をもって構成する。
- 4 企画委員会の委員は、推進委員会の委員長が推進委員会に諮り、これを委嘱する。
- 5 企画委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 企画委員会に委員長を置く。委員長は推進委員会の委員長が推進委員会に諮り、これを指名する。
- 7 企画委員会の運営に関し必要な事項は、推進委員会の委員長が推進委員会の議を経て、別にこれを定める。

(諸組織および構成員の義務)

第14条 大学、高等学校および法人の諸組織と全構成員は、自ら日常的に教育・研究活動およびその支援業務並びに学園全体の管理運営業務を不断に点検・評価し、自己点検・評価の結果を真摯に受け止め、自らの活動・業務の改善に努めなければならない。

(改善への対応)

第15条 理事長、学長および高等学校長は、自己点検・評価の結果に基づき、改善が必要であると認められる事項について、速やかに有効かつ具体的な措置を講じなければならない。

- 2 理事会は、自己点検・評価を実施した結果、改善が必要であると認めた事項については速やかに有効かつ具体的な措置を講じなければならない。

(報告と説明責任)

第16条 推進委員会の委員長は、自己点検・評価の結果および外部評価委員会による評価結果を理事会に報告するとともに、ホームページや刊行物を通じて外部に積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。

(総合企画室)

第17条 学園が行う自己点検・評価に関わる事務は、総合企画室が行う。

(細則等の制定)

第18条 この規程の施行に関し必要な細則等は、推進委員会の委員長が推進委員会の議を経て、これを定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 「大東文化大学自己点検及び評価規程」および平成 8 年 3 月 27 日制定の「学校法人大東文化学園自己点検・評価規程」は、この規程の施行をもって廃止する。

附 則 (平成 27 年 3 月 18 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (平成 27 年 9 月 30 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (平成 30 年 2 月 28 日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。